

第4章 手続き

4・1 給水装置工事の申込み・申請等

4・1・1 申込み

- 1 申込者は、「給水装置工事申込書・給水装置工事施行承認申請書（以下「申請書」という。）」により給水装置工事の施行、工事に係る申請及び諸費用の支払その他の手続きを工事事業者に委任し、管理者へ申込むこと。
- 2 工事及び寄附の申込みにあつては、申込者が記名すること。
- 3 申込みは、当該給水装置工事場所を所管する営業所に行く。

[解 説]

1について；

（1）諸費用とは、条例第48条（手数料）、第17条（工事費）及び第47条（水道利用加入金）をいう。

（2）諸費用の支払その他の手続きとは、諸費用の支払い及び当該給水装置工事の施行に係る一切の手続きをいう。

2について； 申込者が記名する欄は、4・1・5 記載の方法を参照すること。

なお、記名とは氏名を記載することを言い、印刷やゴム印等によるものの他自筆も含む。

4・1・2 申請

- 1 工事事業者は、申込者から給水装置工事の依頼を受け、施行しようとするときは、申請書に設計図その他必要な書類を添えて管理者に申請し、あらかじめ設計について審査を受け、施行について承認を受けなければならない。
- 2 申請書の受付、設計審査、施行承認等は、当該給水装置工事場所を所管する営業所が行う。

[解 説]

1について；

（1）申請書は管理者指定の用紙を使用すること。

（2）設計図の用紙は日本産業規格A4版（210mm×297mm）、A3版（297mm×420mm）として、紙の種類等は4・2・1設計図の作成を参照すること。

（3）その他必要な書類は、4・1・6「その他必要な書類」を参照すること。

2について；

（1）各営業所の所管する給水区域は、参考資料「給水装置工事の手続き」を参照すること。

4・1・3 申請区分

申請区分は以下のとおりとする。

- | | |
|--------|---|
| 1 新 設 | } 通常、 新 、 改 、共同住宅一括、一時用、私設消火栓 |
| 2 改 造 | |
| 3 撤 去 | |
| 4 一部施工 | |

[解 説]

1及び2について； 通常の申請以外には、次のものがある。

- (1) ㊦、㊧とは、水道水を専用住宅の建築工事に使用するための新設工事または改造工事（以下「1回目工事」という。）と、建築工事完成後も生活用水として使用するための改造工事（以下「2回目工事」という。）を同一の工事事業者が施行することをいう。この場合1回目工事と2回目工事を1枚の申請書で申請することができる。

なお、水道メーターは2回目工事に適用する必要口径とし、1回目工事の検査時に取り付けることとする。

㊦、㊧と同じ目的の給水装置工事で、やむを得ず1回目工事と2回目工事を異なる工事事業者が施行する場合は、それぞれ同時に申請しなければならない。

- (2) 共同住宅等の申請は、次の通りとする。なお、設計図の記入については、4・2・1「設計図の作成」によること。

ア 直結直圧式による場合（共同住宅一括の申請）

申請は設置するメーター毎に行い、次に沿って作成すること。

(ア) 親栓番と子栓番の複数申請を同時に提出すること。

(イ) 親栓番の申請は、設計図に当該建物内給水装置の全体と、建物内給水装置の全部が明確となる系統図を作成すること。

(ウ) 子栓番の申請は、親栓番の設計図に給水装置が図示されていることを申請書に記載し、設計図は不要とする。（例：「給水装置の状況については、水栓番号〇〇〇〇〇〇の申請に図示。」などを記入する。）

イ 直結増圧式、受水槽式、直結・受水槽併用式、直結直圧式へ切替え等による場合「共同住宅等の給水事務取扱要綱」によること。

- (3) 一時用とは、工事等で一時の用に供する給水装置の新設または改造の申請をいう。ただし、次に掲げるもの全てに該当する申請の場合は、一時用㊨とする。

ア 道路掘削を伴わない申請であること。

イ 水道メーター上流側の既設配管は、原則、管種・口径に変更がないこと。ただし、絶縁波状継手（メーター用）または絶縁フレキシブル継手（メーター用）の取替え及びメーターバルブの取替・設置等は除く。

ウ 水道メーター下流側の配管で布設延長5m未満の取替又は新たな布設であること。

エ 設置する水栓が1～3栓程度の配管であること。

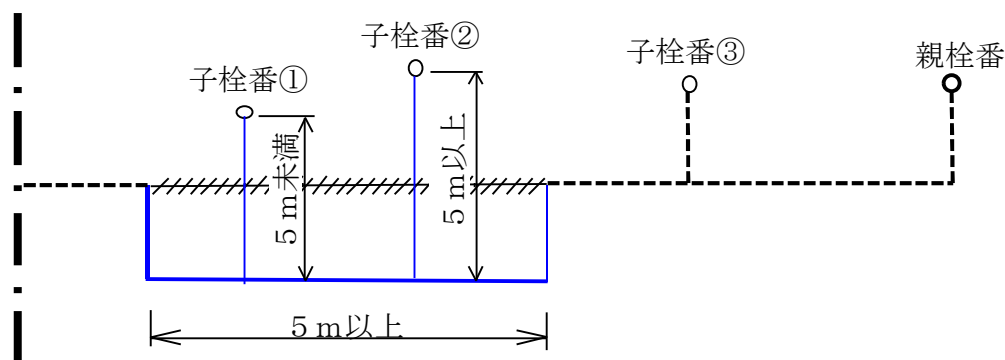
オ 水道メーター口径は25mm以下とし、かつ引込み口径以下であること。

なお、一時用㊨は設計図様式1（A4）に案内図を作成することとし、道路状況等の取出図は不要とする。

- (4) 私設消火栓については、3・15「消防設備」を参照すること。

2について； 連合管により給水している場合の連合管部の改造申請は、給水主管の親栓番で申請すること。この場合、給水支管の子栓番の改造申請は不要であるが、給水台帳を訂正した図面を添付すること。

図 4 - 1 - 1



(例) 連合管を 5m 以上切回しする改造工事の場合

- ・親栓番については、改造の申請が必要
- ・子栓番①については、改造の申請は不要であるが、子栓番①の給水台帳の訂正が必要
- ・子栓番②については、改造の申請が必要
- ・子栓番③については、給水工事の申請も、給水台帳の訂正も不要

3 について； 公道分に配管された寄付済み管の撤去部分に要する費用負担については、3・1 3・4 「撤去工事の費用負担区分」を参照すること。

4 について； 一部施工とは、舗装工事に先行しての施行及び開発行為にともなう給水の引込みで給水装置工事の将来計画が明確である場合に、申込者が所定の条件を誓約のうえ、給水装置工事の一部を施工するものである。

1～4 について； 複数の申請を 1 枚の申請書で一括して申請できるもの及び要件は次の通りとする。

- (1) 同一敷地内の給水装置の撤去で、撤去時期が同時期で所有者が同じ場合。
- (2) 建物を壊さないで、給水装置の管種、口径、位置、水栓数を変更する工事で、1 棟の戸数に増減が無く、全戸の所有者、メーター口径及び改造内容が同一で、同時期に施工する場合。メーター口径や改造内容等が数種に分かれる場合は、その種類ごとに申請すること。
- (3) 一部施工及び私設消火栓の同一箇所の申請で、施行時期が同時で申込者が同じ場合。

4・1・4 申請書及び設計図の記載

申請書及び設計図は、将来にわたり当該給水装置の維持管理等に活用されるものであり、営業所に永年保存される。よって、次の事項に留意し、太線枠内の該当項目を明確かつ容易に判読できるよう記入すること。

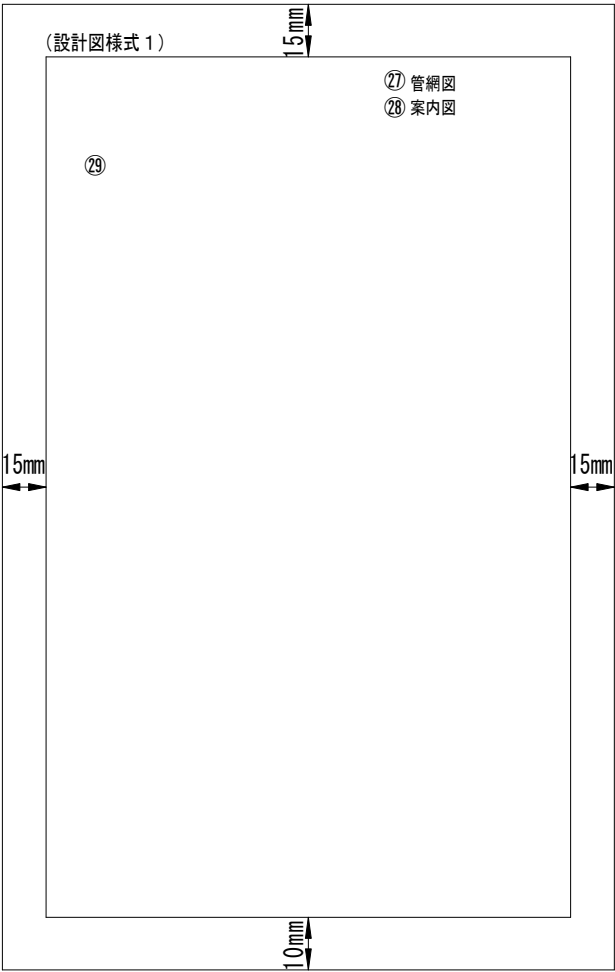
- 1 申請書の記入については、黒のインクで楷書にて記載すること。
- 2 申請書（写しを除く）は、修正液の使用及び切り貼り等はしないこと。
- 3 設計図の記入については、4・2・1 「設計図の作成」によること。

4・1・5 記載の方法

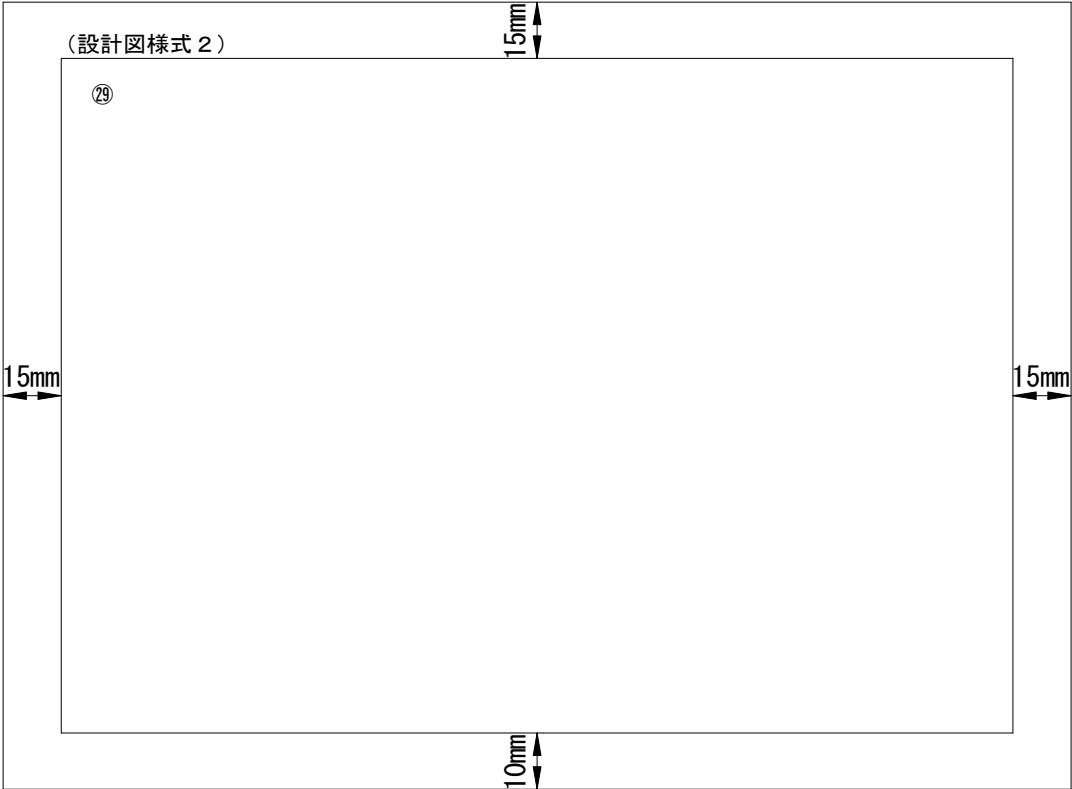
(第13号様式) 給水装置工事申込書・給水装置工事施行承認申請書

申込区分	① 新設・改造・撤去・一部施工	整理番号		水栓番号	
申込年月日 令和 年 月 日 神奈川県企業庁 水道営業所長殿 神奈川県県営上水道条例に基づき、次のとおり給水装置 工事を申し込みます。 この工事の施行、工事に係る申請及び諸費用の支払その他の 手続きを下欄の者に委任します。		申込者住所 〒231-0021 横浜市中区日本大通1 ② フリガナ 氏名 電 話 カナガワ ケンエイタロウ 神奈川 県営太郎 045-210-****		指定番号 ③ 20**号 〒234-0051 横浜市長南区港南台1丁目**-* 株式会社 神奈川県営設備 代表者の氏名 神奈川 県営花子 電 話 045-374-****	
申請年月日 令和 年 月 日 神奈川県企業庁 水道営業所長殿 上記の委任を受けたので、次の設計による施行の承認を 設計図その他必要な書類を添えて申請します。		給水装置工事 主任技術者 ④ 神奈川 県一郎			
装置場所 ⑤ 藤沢市江の島4丁目5-17 (726-85)					
給水需要量	⑥ 0.6 ℓ/sec 1.0 m ³ /D	分岐地点年間最小動水圧	⑦ 0.25 MPa	給水階数	⑧ 2 階
本 管	管種 DIP ⑨ 口径 100 mm	量水器口径	⑩ 20 mm	子メーター	口径・個数 ⑪
給 水 方 式	⑫ 直結直圧・直結増圧・受水槽	受水槽有効容量	受水槽	⑬ m ³	高置水槽 m ³
事前協議書番号	⑭	開発許可番号	⑮	建築確認番号	⑯ R04.05.12 AK01234
道路復旧施行者	⑰ 申請者・開発・下水・ガス・その他 ()				
添 付 書 類	⑱				
道路占用許可番号 ⑲ 国・県・市・町・その他 ()					
権利者承諾欄	土地使用について承諾します。	住 所 ⑳	氏 名		
	家屋使用について承諾します。				
	支管分岐について承諾します。			親管水栓番号	
この工事の施行に伴い必要となる、道路法第32条の規定による道路占用許可等の申請を行うことを依頼します。 また、上記の道路占用許可等に付随して、次に掲げる事項を遵守します。 1 道路法及び道路管理者が定める道路占用規則等に基づき水道営業所長が行う届出について、必要な書類その他資料を提出すること。 2 道路に係る工事は、水道営業所長の指示のとおり行うこと。 3 監督事務費等道路管理者に納入すべき費用は、工事を中止した場合においても水道営業所長の指定のとおり納入すること。 この工事の完成後は、次の給水装置を寄附します。				⑳ 納入通知書送付先 ㉓ 諸費用 申込者・申請者 ㉔ 手数料 水道利用加入金 料金徴収先 ㉕	
令和 年 月 日 神奈川県企業庁 水道営業所長殿 寄附物件 SUSφ20 L=3.0m		申込者住所 フリガナ 氏 名 横浜市中区日本大通1 カナガワ ケンエイタロウ 神奈川 県営太郎		令和 年 月 日 評 価 額 振替年月日 令和 年 月 日	
備 考 ㉖		納 入 日 年 月 日	審 査 料 手 数 料	検 査 料 手 数 料	工 事 費
完成予定年月日 令和 年 月 日					水道利用加入金
追徴・還付					
受 付 年 月 日 令和 年 月 日					
完 成 年 月 日 令和 年 月 日					
精 算 年 月 日 令和 年 月 日					
水 道 利 用 加 入 金	金 額 追徴額又は還付額 算出方法 (特例等)	検 査 (1) 令和 年 月 日	検 査 (2) 令和 年 月 日	検 査 員	立 会 人
本件、精算してよいでしょうか。		本件、施行承認してよいでしょうか。			
精 算	所 長 副 所 長 部 長 課 長 所 員	設 計	所 長 副 所 長 部 長 課 長 所 員		

設計図様式 1 (A4)



設計図様式 2 (A3)



- ①について； 該当項目を○で囲むこと。
- ②について； 申込者が記名すること。また、法人の場合は、社名及び代表者名を記名すること。
なお、住所の記載にあつては、郵便番号を含め記入すること。
- ③について； 指定給水装置工事事業者名及び代表者名を記名すること。
なお、所在地の記載にあつては、郵便番号を含め記入すること。
- ④について； 担当する主任技術者名を記入すること。この場合、当該給水装置工事の工種ごとに、複数の主任技術者を指名することができる。
- ⑤について； 給水装置工事を行う場所とし、原則として住居表示とすること。地番はカッコ内に記入し併記すること。
- ⑥について； l/sec は時間最大使用水量（秒単位にしたもの）、 m^3/D は1日最大使用水量を記入すること。水道メーター口径 40mm 以上を設置する場合や、管理者が特に必要とした場合は、時間最大使用水量の算出根拠及び1日最大使用水量の算出根拠を添付すること。
- ⑦について； 分岐する地点の本管の年間最小動水压を記入すること。
- ⑧について； 施行承認申請に該当する建物の給水最上階数を記入すること。直結直圧式給水の共同住宅等の場合は1階部分の申請は「1」、2階部分の申請は「2」と記入すること。地階については「ー」と、受水槽給水の場合は受水槽の設置階を記入すること。
- ⑨について； 分岐する本管の、管種と口径を記入すること。
- ⑩について； 申込者が希望する量水器の口径を記入すること。また、「共同住宅等の給水事務取扱要綱」の適用を受け、親メーターを設置しない場合は、量水器口径を「ー」とすること。
- ⑪について； 子メーターを設置する口径と各口径に該当する個数を記入すること。
- ⑫について； 給水方法の該当項目を○で囲むこと。
- ⑬について； 受水槽給水の場合は、受水槽有効容量を記入すること。また、高置水槽を別途設置する場合は、高置水槽有効容量を記入すること。
- ⑭について； 事前協議を行った場合は、その整理番号を記入すること。
- ⑮について； 開発行為の許可を受けた場合は、開発許可番号を記入すること。
- ⑯について； 建築確認済証の添付を要する申請及び一時用または一時用[㊦]からの改造工事で確認済証の添付を省略することができる場合であっても確認済証の写しに記載されている確認済証番号及び年月日を記入すること。
- ⑰について； 該当項目を○で囲むこと。道路復旧施行者の該当項目がその他の場合は施行者名を記入すること。
- ⑱について； 4・1・6を参照し、記入すること。
- ⑲について； 申込者が個人の申請により道路管理者から許可を受けた場合は、該当項目を○で囲み、許可番号を記入すること。
- ⑳について； 権利承諾者欄への記名については、次によること。
- 1 給水管を他人の土地に布設する場合は、当該土地所有者の承諾を受けること。
 - 2 家屋の所有者と申込者が異なる場合は、家屋の所有者の承諾を受けること。
 - 3 他人の給水装置から分岐する場合は、その所有者から承諾を受けること。
 - 4 共同負担で布設した給水管から分岐する場合は、代表者の承諾を受けること。
 - 5 親管水栓番号は支管分岐の承諾を受けた所有者の水栓番号を記入すること。

6 一部施工で引き込み済の区画の新設工事は一部施工番号と区画番号等を記入すること。

㉑について；

1 公道分の給水管を寄付する場合、手続方法は、次によること。

(1) 寄付申込者に対し寄付受理の主旨を説明すること。

(2) 申込書の寄付申込欄に所定の事項を記入し、申込者が記名すること。

(3) 給水管の寄付受理は、給水装置工事完成年月日をもって受理するものとする。ただし、口径 50mm 以上の給水管で寄付する者が、主として自己の用に供する専用住宅に給水するためのものは、給水装置工事完成の日から 1 年経過後に受理するものとする。この場合、申込みのときに申込書の寄付申込み欄に、次の事項を付記すること。「なお、貴局への給水装置の移管期間は工事完成後 1 年を経過した日とします。」

ただし、私道等で道路占用等の諸申請を必要としない場合は、完成後の寄附に係る内容以外を抹消すること。

2 公道分の給水管を寄付しない場合は次のことを申込者に説明し、了解をとること。

(1) 道路占用及び掘削の許可は、申込者が得ること。

(2) 道路占用料及び給水装置維持（継続占用申請許可事務を含む）と維持管理費は、申込者が負担すること。

㉒について； 該当する納入通知書送付先を○で囲むこと。

㉓について； 該当する諸費用を○で囲むこと。

㉔について； ㉑、㉒、一時用または一時用㉕として使用する場合は、水道料金支払い者の住所、氏名及び電話番号を記入すること。この場合、支払い者の了解を必ず得ること。また、㉑、㉒と同目的の給水装置工事で、1 回目工事と 2 回目工事の給水装置工事を異なる指定給水工事事業者が施行する場合は、1 回目工事の申請書の料金徴収先欄に水道料金支払い者の住所、氏名及び電話番号を記入すること。

また、共同住宅一括の申請における子栓番の申請書においては、当該欄の「料金徴収先」の文字に取消線を加え、空欄には「給水装置の状況については、水栓番号〇〇〇〇〇〇の申請に図示。」などを記入すること。記入については、4・2・1「設計図の作成」によること。

㉕について；その他管理者が必要とする事項を記入すること。

1 「一部施工」に伴う取出し箇所数

2 一時用又は一時用㉕として水道を使用する予定期間

3 加入金免除申請の理由等

4 「共同住宅等の給水事務取扱要綱」の適用を受け、親メーターを設置しない場合、仮想メーター口径を「手数料〇〇mm分」と記載する。

㉖について； 当該給水装置工事の完成予定年月日を記入すること。完成予定年月日までに完成検査を受けられない場合は、その理由と完成予定年月日の変更を当該営業所に届け出ること。

㉗について； 申請場所の管網図メッシュ番号等を上部に記入すること。

㉘について； 申請場所の住宅地図のページ及びメッシュ番号等を上部に記入すること。

㉙について； 4・2「給水装置工事の設計図」を参照すること。

※一時用㉕については、⑦（分岐地点年間最小動水圧）、⑧（給水階数）、⑭（事前協議書番号）、⑰（道路復旧施行者）の記載を省略することができる。

4・1・6 その他必要な書類

給水装置工事の申請は、次の書類等の該当するものを添付すること。

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1 申請書及び設計図写し | 2 確認済証写し等 |
| 3 事前協議書写し | 4 開発許可書写し等 |
| 5 道路占用掘削申請書写し | 6 河川等の許可申請書写し |
| 7 水理計算書等 | 8 自己認証品の基準適合性証明書写し |
| 9 その他管理者が必要とする書類 | |

[解 説]

1について； 申請書の写しを1部添付すること。

2について；

(1) 建築及び都市計画の行政目的に協力するもので、建築（新築、増築、改築及び移転）をする建物が、建築基準法または都市計画法に適合する旨以下のいずれかの書面が各土木事務所長並びに特別行政庁（藤沢市、相模原市、鎌倉市、厚木市、平塚市、小田原市、秦野市、茅ヶ崎市、大和市）及び県内を業務区域とする指定確認検査機関から発行される書類の写しを添付すること。

ア 県、特定行政庁が発行する書面

(ア) 建築基準法施行規則第5号様式「建築基準法第6条第1項の規定による確認済証」の写し

(イ) 建築基準法施行規則第2号様式「確認申請書（建築物）」第2面及び3面の写しまたは、建築基準法施行規則第3号様式「建築計画概要書」第1面及び2面の写し

イ 指定確認検査機関が発行する書面

(ア) 建築基準法施行規則第15号様式「建築基準法第6条の2第1項の規定による確認済証」の写し

(イ) 建築基準法施行規則第2号様式「確認申請書（建築物）」第2面及び3面の写しまたは、建築基準法施行規則第3号様式「建築計画概要書」第1面及び2面の写し

(2) 証明書添付の必要がない場合は、「申請書」の備考欄に「証明書等不要」と記入し、申請者の名称等を記名すること。なお、一時用又は一時用[㊤]からの改造工事で、申請時に確認済証が提出されており、内容に変更がない場合は、確認済証の添付を省略することができ、「申請書」の備考欄に「確認済証提出済」と記入し、申請者の名称等を記名すること。ただし、「4・1・5 記載の方法」[㊤]に確認済証番号を記入すること。証明書の必要のないものは、おおむね次のとおり。

ア 従来、井戸水使用を水道水に切り替えるもの。

イ 建物を建築する計画がないもの（運動場、駐車場、菜園）。

ウ すでに居住している建物。

エ 国、国とみなされる機関、地方公共団体

オ 防火地域及び準防火地域以外における10㎡以下（増築・改築・移転の部分の床面積）の建物（建築基準法第6条第2項）

3について； 適用範囲については、3・12「事前協議」を参照のこと。

(1) 給水装置工事を申請するときは、事前協議書（回答を含む）の写しを添付すること。数回に分けて給水装置工事を申請するときは、最初の申請時点で提出し2回目以降の申請については、最初の整理番号を記入のこと。

(2) 事前に水圧確認依頼書により水圧確認を行っている場合は、その回答の写しを添付すること。

4について； 関係行政機関の発行する許可を証する書面等（地域により許可面積は異なる）で給水装置工事を申請するときに写しを提出すること。

5について； 公道を掘削する時は、関係道路管理者に提出する申請書を添付すること。次の場合は、申込者が道路管理者から許可を受けその写しを添付すること。ただし、この場合の公道分の寄付は受けない。

(1) 私有地を通り、更に公道分に給水管を布設するとき。

※ 給水装置工事の申請時に提出できない場合は、道路管理者への申請書の写しを提出し、工事着手前までに許可書の写しを提出すること。

(2) 撤去を前提とし、一時的に給水管を公道に布設するとき。

6について； 河川等に占用するときは、関係河川管理者等の許可申請書を提出すること。やむを得ず申込者が許可を受けるときは、許可書の写しを提出すること。

7について； 3階建て建物については、水理計算書の代わりに水理計算確認書を添付する。また、2階建て専用住宅及び共同住宅については、水理計算書及び水理計算確認書どちらの添付も不要とする。ただし、水理条件等が特殊な場合は、営業所より提出を求めることがあるので、それに従うこと。直結増圧式給水の場合は、3・7「直結増圧式給水方式」によること。

8について； 自己認証品の基準適合性証明書写しは、必ず主任技術者が内容を確認すること。写しの添付については、特殊器具のみ営業所の求めに応じて提出すること。

9について； 申請内容や目的によって必要な関係書類を添付すること。また、次の書類は、「4・1・5 記載の方法」⑱に該当するものを記入すること。

(1) 「様式－3」直結（直圧・増圧）式給水条件承諾書（新設・切替）

(2) 「様式－3の2」増圧給水設備の猶予条件承諾書（新設・切替）

(3) 「様式－3の3」水理計算確認書

(4) 「様式－4」誓約書

(5) 「様式－5」同意書

(6) 「様式－9」確約書

(7) 「様式－10」水道直結式スプリンクラー設備の設置に係る誓約書

(8) 水道利用加入金（減額・免除）申請書

(9) その他

次の書類は、「4・1・5 記載の方法」⑱に記入は不要とする。

※その他料金等の手続きで必要となる書類

- (1) 給水装置所有者変更届
- (2) 給水目的変更届
- (3) 使用（開始・休止・取替）票

4・1・7 施行承認及び承認後の手続き

- 1 申込者は、手数料、工事費（工事費予定額）及び水道利用加入金を管理者が発行した納入通知書により期限内に納入しなければならない。管理者が納金を確認したときに、施行を承認する。
- 2 主任技術者は、道路掘削を伴う本管からの分岐または撤去をするときは、施行しようとする日の前営業日（原則として正午）までに給水装置工事サポートシステムより連絡分岐工事の届出を行うこと。
- 3 工事事業者は、当該給水装置工事を担当する主任技術者に変更があった場合は、すみやかに届け出ること。
- 4 主任技術者は、給水装置工事の完成後ただちに、給水装置工事サポートシステムより完成検査の予約を行うこと。
- 5 主任技術者は、給水装置工事の検査完了後に、申請書及び設計図の写し（竣工図に訂正したもの）を申込者に手渡すこと。
- 6 工事事業者は、主任技術者に記録を作成させ、3年間保存すること。
- 7 当該工事を担当する主任技術者は、申請書の整理番号を確認しておくこと。また、当該工事申請から完成までの事務手続きの状況は、給水装置工事サポートシステムで確認すること。

[解 説]

1について； 工事費予定額は工事事業者が施行する場合で管理者が当該工事における道路復旧をするときにあっては、道路復旧に要する費用（以下「道路復旧費」という。）及び事務費の合計額とする。工事費予定額を納入期限内に納入しないときは、工事の申込みを取り消したものとみなす（条例第21条）。「工事施行承認書」を申込者又は申請者が必要とする場合は発行する。

(1) 新、改で、屋外工事（工事用給水装置工事）と屋内工事を同一指定給水装置工事事業者が施行する場合の審査手数料は1件とし、検査手数料は2回分とする。

(2) 新、改と同目的の工事で、屋外工事（工事用給水装置工事）と屋内工事（改造工事）を異なる指定給水装置工事事業者が施行する場合は、各々に工事を申し込み、各々設計審査手数料、検査手数料を徴収する。この場合、2回目の工事に係る工事費予定額、手数料等の納入は、1回目に係る工事費予定額、手数料等納入と同時期とすること。

2について； 主任技術者は、分岐予定を営業所と打ち合わせること。夜間工事等を行う場合は、営業所と十分に協議すること（2・5「給水装置工事主任技術者の職務」参照）。

なお、断水を伴う場合は、事前に工法及び日時を営業所と協議し、その指示によること。

2及び4について； 給水装置工事サポートシステムの利用方法については、神奈川県営水道ホームページに掲載の「指定給水装置工事事業者用操作マニュアル」により確認すること。

5について； 申込者の財産である給水装置の将来的な維持管理に必要となり、また、公道分の寄付物件を認識してもらうためである。

6について； 保存する記録は、申込者の氏名または名称、施行の場所、施行完了年月

日、主任技術者の氏名、竣工図、給水装置工事に使用した給水管及び給水用具、基準適合確認の方法及びその結果である。

7について； 当該工事の整理番号は、給水装置工事サポートシステムの利用時に必要となる。

4・1・8 変更・取消しの手続き

1	承認を受けた給水装置工事を変更するときは、すみやかにその旨を届け出て承認を受けるものとする。
2	申込みをした給水装置工事を取り消すときは、申込者はすみやかに管理者に「給水装置工事申込取消届」（様式－6）を提出しなければならない。

[解 説]

1について； 検査申込時までに提出済の設計図を訂正するか、別途修正した設計図を提出し、営業所給水担当職員の確認を受けること。設計図の修正方法は、4・2・2「設計図の修正」を参照のこと。

4・1・9 修理工事の報告

工事事業者は、給水装置の修理工事をしたとき、管理者に報告しなければならない。
--

[解 説]

- 1 修理工事において、水道メーター位置を変更する場合は、図面を修正すること。ただし、修正にあたっては、営業所と協議すること。
- 2 毎月末をもって集計し、「給水装置修理報告書」（様式－7）を作成し、翌月10日までに営業所に報告（FAX可）すること。記入例は、次のとおり。

神奈川県企業庁					令和 年 月 日	
水道営業所長 殿						
月分給水装置修理報告書						
No. _____		指定給水装置工事事業者名				
	受 付 月 日	施 行 年 月 日	水栓番号	依頼者氏名 (使用者)	修 理 内 容	摘要
1	○年○月○日	○年○月○日	12362	○○ ○○	VP φ 20 4.5m 切回し	
2	○年○月○日	○年○月○日	16415	○○ ○○	VLGP φ 20 2.0 m切回し 水道メーター移設	
3	○年○月○日	○年○月○日	11345	○○ ○○	立水栓を横水 栓に取替え	
その他	年 月 日	年 月 日			パッキン修理 等 15 件	

注1) 栓類の取替、水道メーターの移設、管を取替切廻した場合は具体的にそれぞれを記入すること。

注2) その他パッキンの取替等軽易な修理については、参考として、件数のみを記入すること。

4 2 給水装置工事の設計図

4・2・1 設計図の作成

設計図の平面図、立体図、案内図等は、統一された線、文字、記号により表現することとし、作成方法は、次のとおりとする。

1 筆記用具

黒の鉛筆やインク等を使用すること。

2 用 紙

(1) 設計図様式 1 (A4) または設計図様式 2 (A3) に記載し、申請書に添付すること。

(2) 用紙の規格は、日本産業規格 A4 版、A3 版として、紙質は上質紙、再生紙等（白色度 70% 以上、厚さ 0.08～0.1mm 程度）とする。寸法は 4・1・5 記載の方法を参照し、背景に方眼を使用する場合は、複写時に方眼が読み取りに支障とならないよう、複写に影響しない色合いとすること。

3 縮 尺

適当な縮尺で要領よく見やすく書くこと。

4 線及び文字

(1) 新設する給水装置は、実線で書くこと。ただし、同図に既設管や撤去管が有る場合は、それらの線よりも太く書くこと。

(2) 撤去する給水装置は、実線を斜線で消すように書くこと。ただし、水道メーターより下流側の給水装置を全て撤去する場合は、省略することができる。

(3) 既設の給水装置は、破線で書くこと。

(4) 受水槽及び井水からの切替配管は、一点鎖線で書き、「受水槽切替」「井水切替」と記入すること。

(5) 受水槽以下及び井戸配管は、上の (1) ～ (4) を記載した平面図と別に平面図を追加し、そちらに実線で書くこと。また、表題には「受水槽以下配管」、「井戸配管」と記入すること。

(6) 寸法、文字及び給水装置以外の記号は、図形に適した大ききさで書くこと。

(7) 自己認証品を使用するときは、給水装置等の記号から、引出線を記入し「自己認証品」と記入すること。

(8) 「自己認証品と記入のないものは、規格品又は第三者認証品である。」と明記すること。

5 管種、口径記号

管種、口径の記号は次のとおりとする。

表4-2-1 管 種 記 号

管種名称	記号	管種名称	記号
ダクタイル鋳鉄管		ステンレス鋼鋼管 (φ 50mm以下)	SUS
NS形ダクタイル鋳鉄管	NS	硬質ポリエチレン管	PP
GX形ダクタイル鋳鉄管 (内面エポキシ樹脂粉体塗装管)	GX(E)	給水用ポリエチレン管	PE
GX形ダクタイル鋳鉄管 (モルタルライニング管)	GX(M)	硬質塩化ビニルライニング鋼管	VG
S50形ダクタイル鋳鉄管	S50	ポリエチレン粉体ライニング鋼管	PG
上記以外のダクタイル鋳鉄管	DIP	硬質塩化ビニル管	VP
高級鋳鉄管		耐衝撃性硬質塩化ビニル管	HVP
高級鋳鉄管 (S46年以前)	CIP	合金鉛管	LP
その他		亜鉛メッキ鋼管	GP
塗覆装鋼管	SP	銅管	CP
ステンレス鋼鋼管 (φ 75mm以上)	SSP	被覆銅管	CCP
水道配水用ポリエチレン管	HPPE	架橋ポリエチレン管	XPEP
石綿セメント管	AP	ポリブデン管	PBP
		ポリエチレン二層管	PEP

表4-2-2 口 径 記 号

口径 (mm)	記 号	口径 (mm)	記 号
75以下	—————	350	——(——)—
100	—— — ——	400	—— + ——
150	—— (—) ——	450	—— (+) ——
200	—— — — ——	500	—— < > ——
250	—— (— —) ——	600	—— < — > ——
300	—— — — — ——		

6 給水装置記号

(1) 弁栓類、その他

表 4-2-3 弁栓類等の記号

名 称	仕 切 弁	バタフライ弁	ソ フ ト シ ー ル 弁	受挿ソフト シ ー ル 弁	排 水 弁	埋設用青銅仕 切弁及びスリ ー ス バ ル ブ	止 水 栓 及 び メ ー タ ー ハ ・ ル フ	逆 止 弁
図示記号								

名 称	タイトント受口	メカ受口	N S 受口	G X 受口	メカニカル形 特 殊 押 輪	タイトント形 特 殊 押 輪	メカニカル 短管 1 号	メカニカル 短管 2 号
図示記号								

名 称	継 輪	不断水式 取	防 護 管 (さや管)	片 落 ち 管	管 の 交 差	真空破壊装置	水撃防止器	S50 形受口
図示記号								

名 称	減 圧 弁	定水位弁	電 磁 弁	定流量弁(器)	水道メーター	浄(活)水器	仮想メーター	増圧設備設置 スペース
図示記号								

名 称	空 気 弁		給水口付 空 気 弁	公 私 設 消 火 栓				フランジ 補強金具	フランジ 固定金具
	単口	双口		地上式単口 及 び 屋 内	地上式双口	地下式単口	地下式双口		
図示記号									

(2) 給水栓類

表 4-2-4 給水栓類の記号

種 類	一般器具 (給水栓類)	直結機器	シャワー ヘ ッ ド	フラッシュ バ ル ブ	ポ ー ル タ ッ プ	スプリン ク ラ ー ヘ ッ ド
図示記号						

(注) ア 混合水栓の記号は、 とする。

イ 混合水栓を設置している湯沸器の記号は、 とする。

ウ 直結機器等は、引き出し線により名称を記入すること。

エ 浄水器一体型混合水栓は、引き出し線により「浄水器一体型」を記入すること。

オ タンクレス洗浄便座の記号は、 とし「タンクレス洗浄便座」を記入すること。

カ 貯湯湯沸器は、引き出し線により「給湯器（貯湯）」を記入すること。

(3) 受水槽類等の記号

表 4-2-5

名 称	受水槽	高置水槽	ポンプ	集中検針装置	増 圧 設 備
図示記号					

(4) 給水管の記号

表 4-2-6

名称	新設	既設	撤去	切替配管
線別	実線	破線	実線を斜線で消す	一点鎖線
記入例	———	-----	-----	- . - . -

7 寸 法

- (1) 口径の単位はミリメートル(mm)、延長の単位はメートル(m)とすること。
- (2) 延長は、小数点以下1位まで書くこと。
- (3) オフセットは0.05m刻みで、小数点以下2位まで書くこと。(2捨3入、7捨8入)

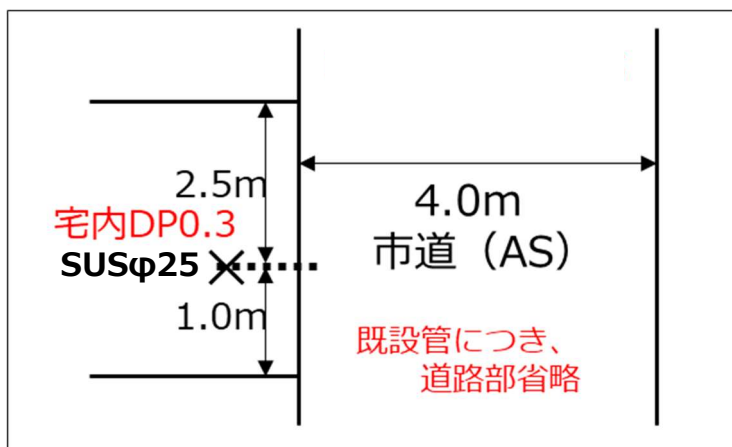
8 案 内 図

- (1) 「北」を上にして書き、主要目標等を記入すること。
- (2) 工事場所の字、及び引出し線を加え「申請地」と書くこと。
- (3) 案内図には方位を記入すること。
- (4) 新しく分岐した場合は、分岐位置を記入し、布設経路を記入すること。
- (5) 設計図様式1 (A4) に記入すること。

9 取 出 図

- (1) 次の場合は、取出図を省略することができる。
 - ア 共同住宅等で親管栓番（新設の同時申請を含む）以外の申請 : 全て省略可
 - イ 一時用⊕の申請 : 全て省略可
 - ウ 次の条件を全て満たす改造申請 : 図4-2-1のとおり一部図示が省略可。
 - (ア) 道路（その他、私道等の敷地含む）の施工を伴わない場合。
 - (イ) 既存の申請が平成16年（2004年）10月以降。
 - (ウ) 取出し図が「12 配置」で示す様式配置例のとおり過去の図面記載がある場合。

図 4-2-1 既設管図示を省略できる場合の取出図参考



- (2) 案内図と同一方位で書くこと。
- (3) 道路等から宅地内の給水装置の設置状況がわかるように次の事項を記入すること。

ア 公・私道の別	オ 既設管の占用位置
イ 道路幅員	カ 既設管の管種、口径
ウ 舗装種別	キ 布設位置
エ 止水栓の位置	ク その他、必要事項
- (4) 給水装置工事等によるオフセットは、参考資料「オフセット作成仕様書」による。
- (5) 設計図様式 1 (A4) に記入すること。

10 平 面 図

- (1) 案内図と同一方位で書くこと。
- (2) 給水装置の設置状況がわかるように次の事項を記入すること。

ア 隣接家屋との境界	オ 当該家屋の水廻りの間取（トイレ、キッチン は名称を記入する）、玄関、階段
イ 水道メーター、止水栓の位置	カ 給水用具
ウ 既設管の管種、口径	キ その他、必要事項
エ 新設管の管種、口径、延長	
- (3) 部分的に説明を加える必要がある場合は、詳細図を別に書くこと。
- (4) 一般家庭の新設管の管種、口径、寸法は平面図に記入すること。一般家庭とは、専用住宅、共同住宅、店舗併用住宅（店舗内に水栓のないもの）をいう。
- (5) 一般家庭以外の新設管の管種、口径、寸法は立体図に詳細に記入するので、特別なものを除き省略する。
- (6) 直結機器等を設置するときは、設置するものの種類を記入すること。
- (7) 一般的な給水栓等の名称は省略できる。
- (8) 一時用㊦の既設管の管種、口径は省略することができる。ただし、「引込み管変更なし」を明記すること。

11 立 体 図

- (1) 立体図は、縮尺に関係なく給水装置の全体がわかるように、本管に対しておむね 45 度の傾斜角度で書くこと。
- (2) 立体図は、管種、口径、延長、記号、名称等をできるだけ詳細に記入すること。
- (3) 部分的に説明を加える必要がある場合は、詳細図を書くこと。
- (4) 1～3 階建の専用住宅及び 1～3 階建の共同住宅においては、立体図を省略できる。ただし、立ち上がり管が複雑で平面図だけでは判読できない場合は、立体図を記載すること。
- (5) 一時用、一時用㊦及び一部施工の申請においては、立体図を省略することができる。

12 配 置

原則として、次のように配置する。

○申請書類の基本構成

①第13号様式 (A4)	②設計図様式 1 (A4) または設計図様式 2 (A3)	③設計図様式 1 (A4)
申請書	平面図 支管 分岐図等	案内図 取出図

○共同住宅一括の申請の場合、次の（１）と（２）を要する。

（１）親栓番の申請

①第13号様式 (A4)	②設計図様式 1 (A4) または設計図様式 2 (A3)	③設計図様式 1 (A4)	④設計図様式 1 (A4)
改造または新設 申請書	平面図 支管 分岐図等	平面図 支管分岐図等	系統図 案内図 取出図

（２）子栓番（戸数分）の申請

①第13号様式 (A4)	
新設 申請書 料金徴収先 給水装置の状況は 水栓番号〇〇〇 の申請に図示	設計図は省略

[解 説]

４について； 水道メーターより下流側の給水装置を全て撤去する場合は、「メーター下流側 全て撤去」等と表示すること。水道メーターより上流側の撤去管は、管種、口径、延長等を図示すること。

５について； 管種、口径等の表現例は、次のとおりである。ただし、水道メーターより下流側の撤去管の管種・口径・延長は省略することができる。

<例>

管種＋口径(mm)	HVP φ 20	SUS φ 25	VG φ 50	S50 φ 50	GX(E) φ 75
延長(m)	0.2	2.0	2.7	15.5	18.0

7について； 水道メーターより下流側の撤去管の寸法は省略することができる。

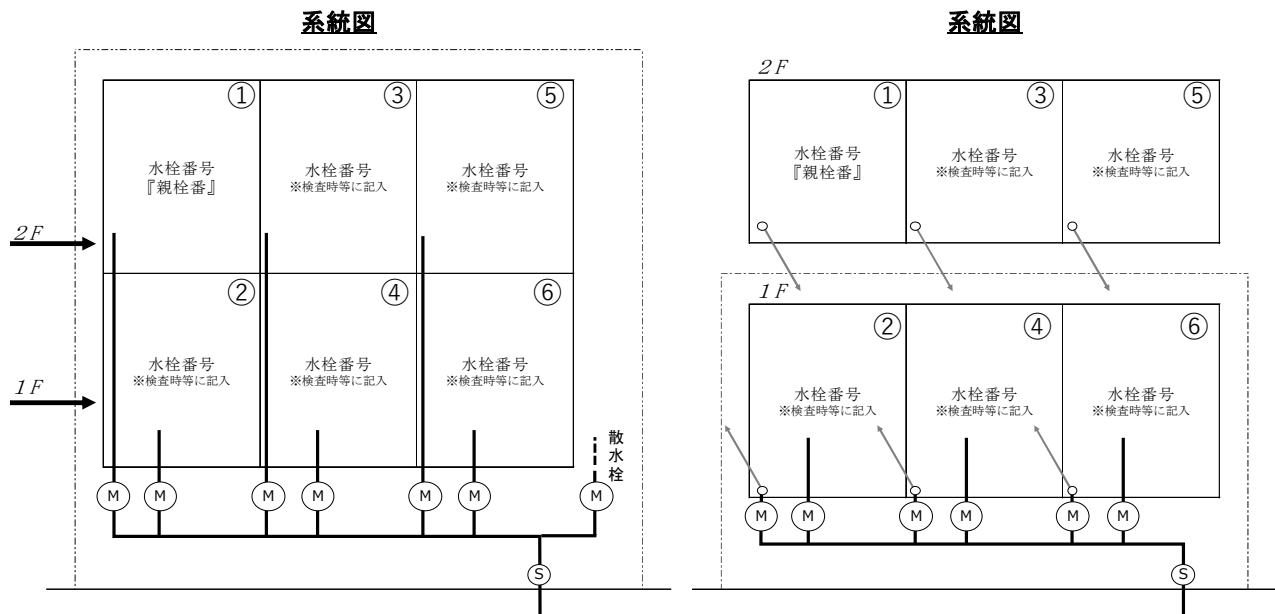
8について； 複写機を利用して案内図を作成する場合は、次によること。

(1) 地形や文字がはっきりと読み取れること。

(2) 主要目標物等が記入され、案内図のみで工事場所に到達できること。

12について； 系統図とは、建物内給水装置の全部が明確となる図をいい、次の図を参考に作成すること。なお、共同住宅一括の申請と別に、同敷地内での申請（散水栓や店舗事務所等）または既存の給水装置がある場合は、給水先が明確となるように同図に併せて記載すること。

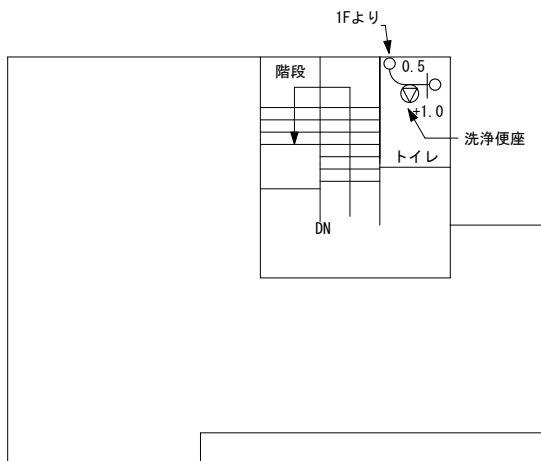
図 4 - 2 - 2 系統図参考



<図面作成例 1 専用住宅の新築工事>

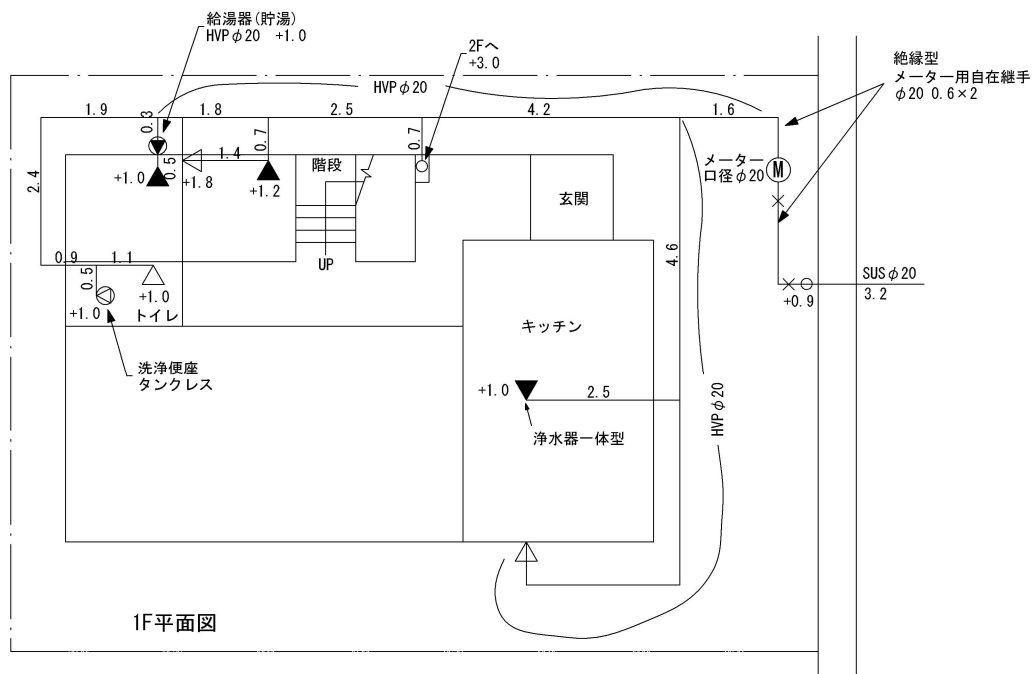
図 4-2-1-1 平面図

設計図様式 1



2F平面図

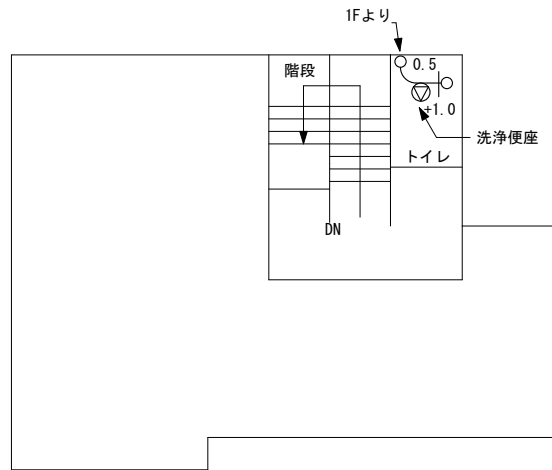
- ・管種口径表示なきものはHVPφ13とする
- ・自己認証品と記入のないものは規格品又は第三者認証品である



1F平面図

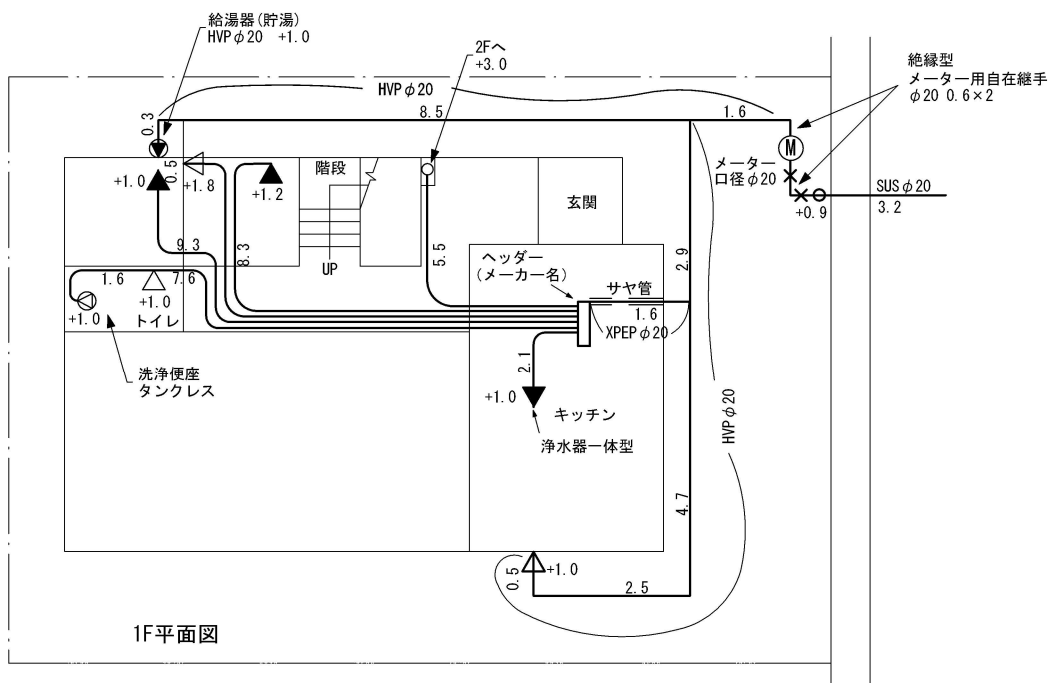
図 4-2-1-2 ヘッダー工法の場合

設計図様式 1



2F平面図

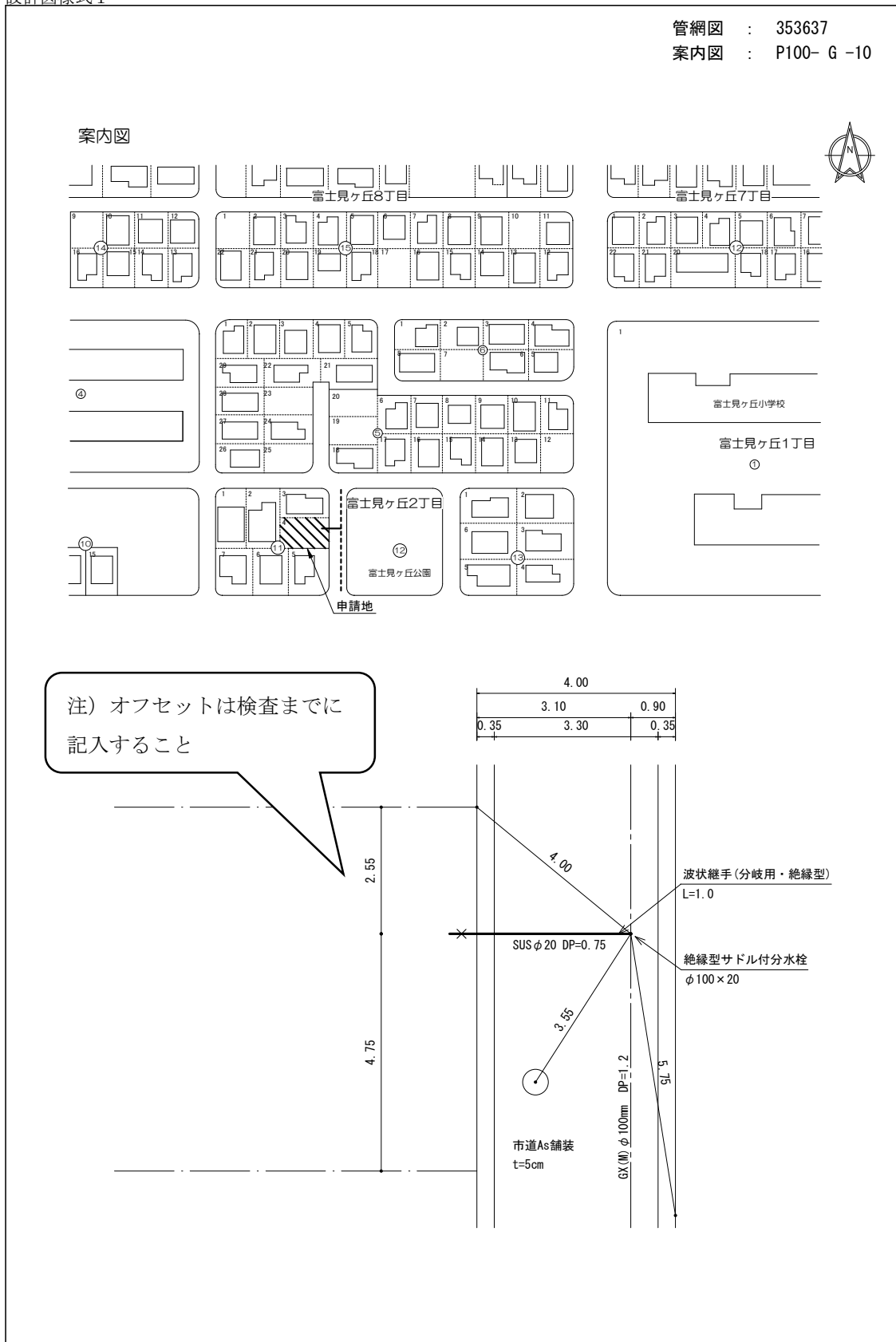
- ・管種口径表示なきものはHVPφ13とする
- ・自己認証品と記入のないものは規格品又は第三者認証品である



1F平面図

図 4 - 2 - 2 案内図・取出し図

設計図様式 1



新

申請時

メーター位置変更のない場合



メーター位置変更のある場合



竣工時

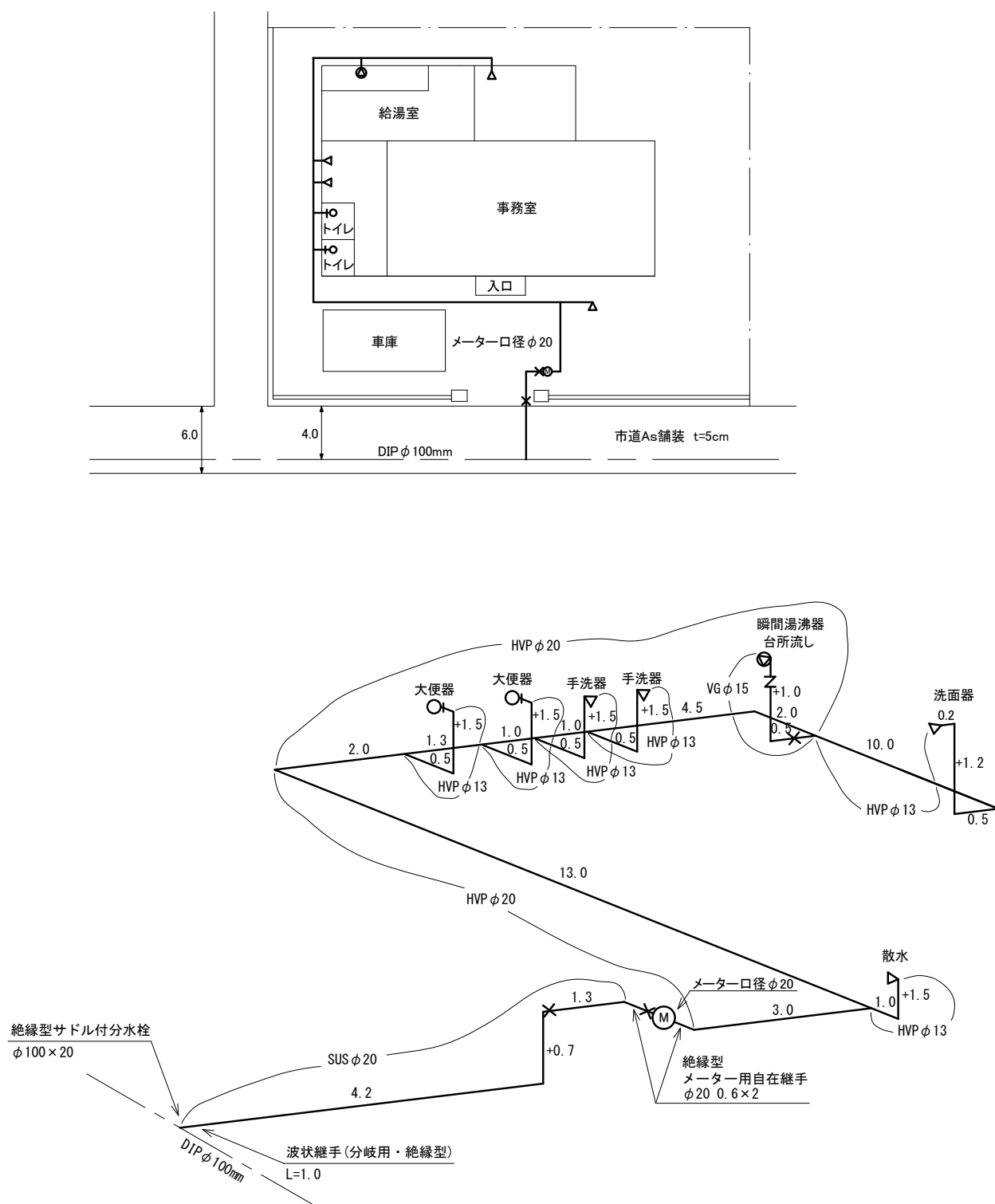
メーター位置変更のない場合



メータ一位置変更のある場合

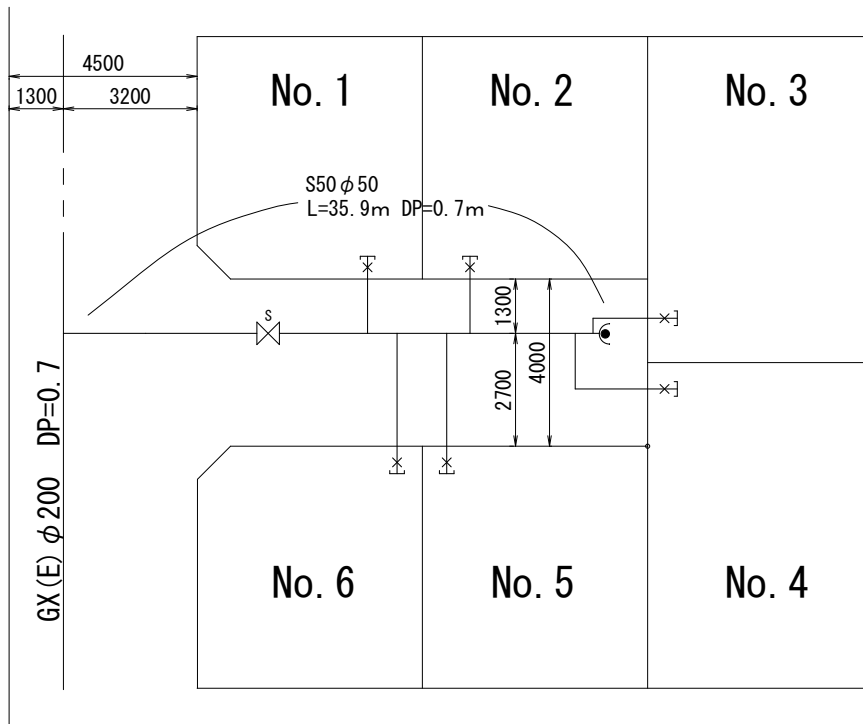


図 4－2－5 平面図・立体図

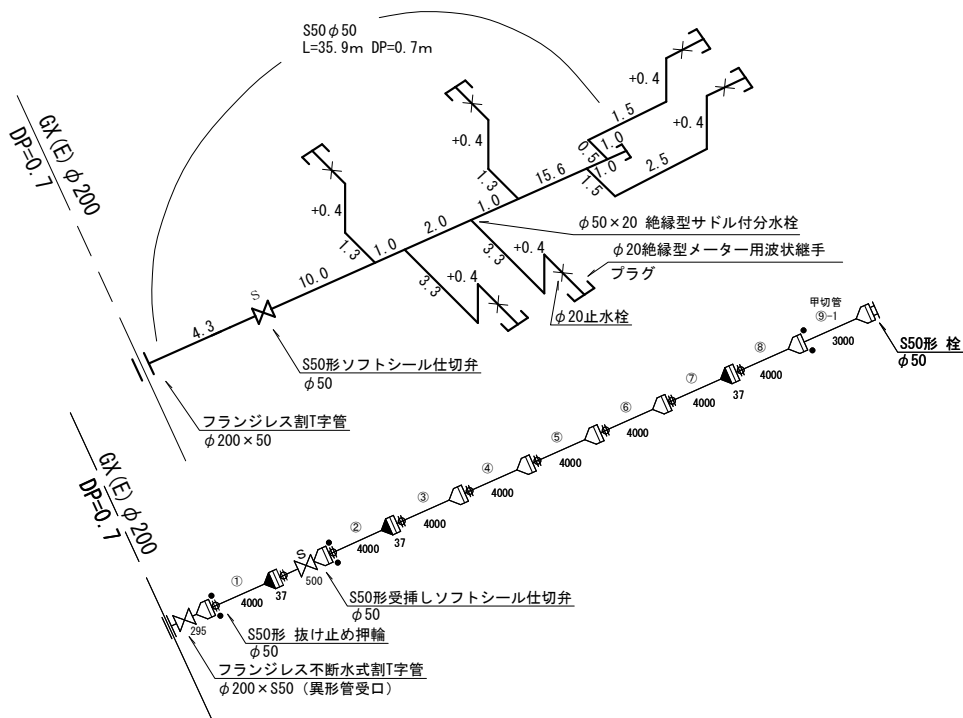


＜図面作成例 4 一部施工＞

图 4-2-6 平面图·立体图·配管图



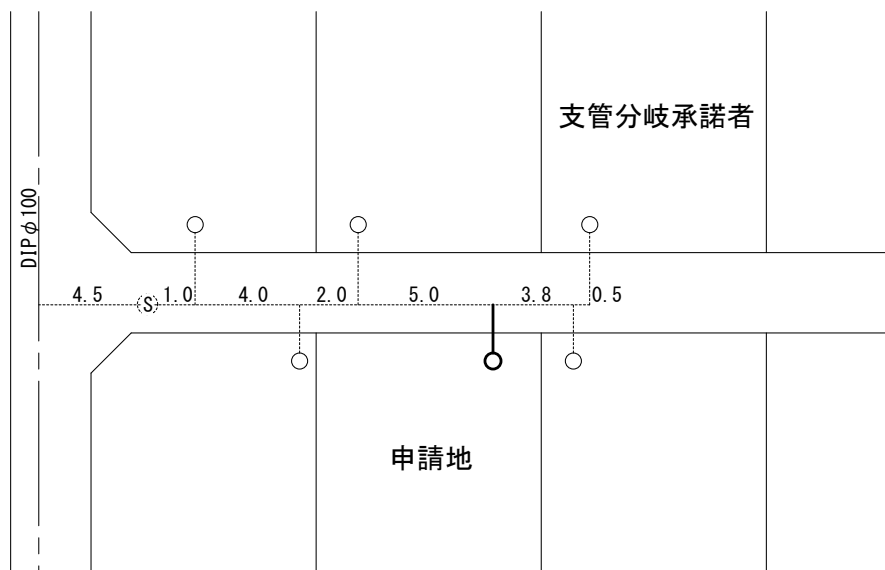
- ※ 管種口径の表示ないものは、SUSφ20 とする。
- ※ 自己認証品と記入のないものは、規格品又は第三者認証品である。



※一部施工の場合、立体図は省略することができる。

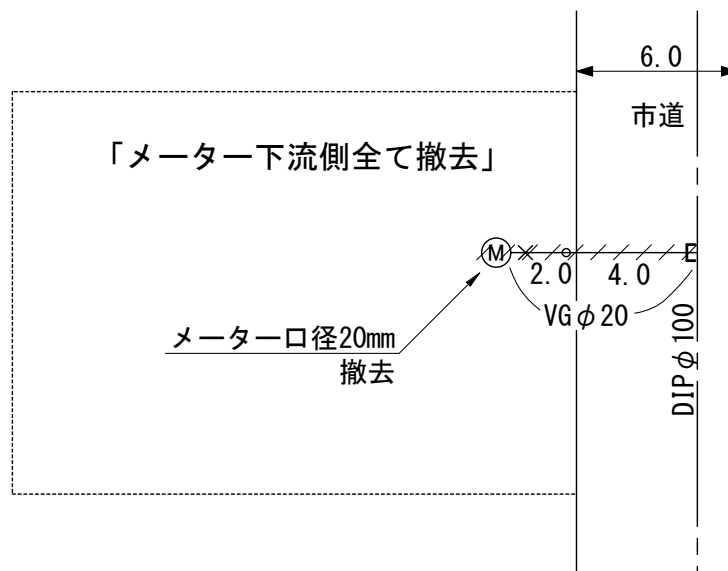
<図面作成例5 支管分岐承諾をもらう場合>

図4-2-7 平面図



<図面作成例6 改造工事及び撤去工事における撤去管>

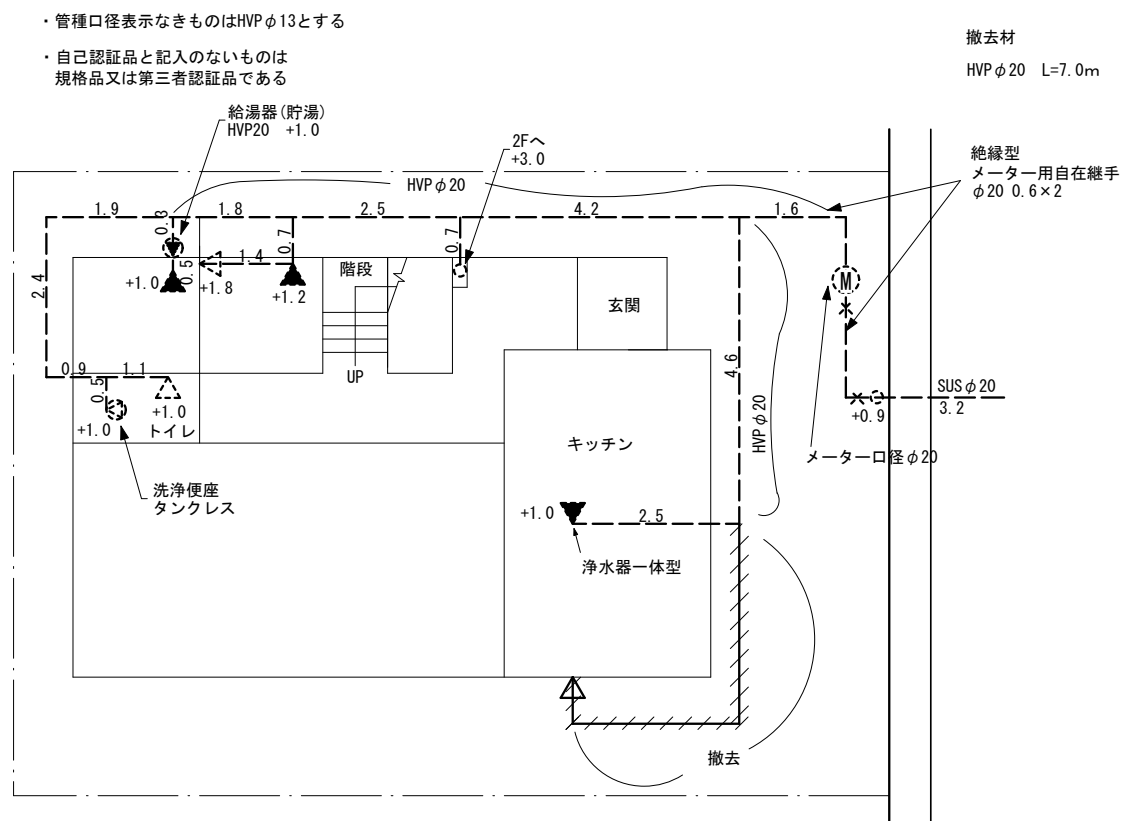
図4-2-8 撤去管の記載方法



注1) 水道メーターより上流側の撤去管は、撤去の有無が判読できるように、管種、口径、延長等を図示すること。また、申請地の区画も図示すること。

注2) 撤去工事で公道分を管理者が施行する場合、「管理者施行」と記入すること。

図 4 - 2 - 9 メーター下流側の給水装置を一部撤去する場合の記載例



注 1) 水道メーターより下流側の給水装置を一部撤去する場合は、撤去管の管種、口径、延長及び寸法を省略することができる。

4・2・2 設計図の修正

承認を受けた設計図は、4・2・1「設計図の作成」に基づき、工事後の現場を忠実に書き表すこと。器具等の取付け位置、管種、管の延長等の訂正が生じた場合は、次によること。

- 1 検査申込みまでに営業所の確認を受けること。
 - 2 原則として、承認を受けた設計図内で訂正すること。
 - 3 やむをえず承認を受けた設計図を全面的に訂正する場合は、下記事項に従い、新たな設計図様式に記載し、申請書に添付すること。
 - (1) 新たな設計図は貼り付けず、元の図面が判読できるようにとじこむこと。
 - (2) 元の図面には、用紙全体に斜線を加えること。
 - (3) 新たな設計図及び元の図面は、営業所の確認を受けること。
 - 4 検査申込み時までに住居表示が確定した場合は、装置場所欄に追記すること。
- なお、受水槽以下の図面修正にあたっては、3・8・5「設計図」を参照のこと。